

## [ 1 ] 個人向けの商品

## 主な商品と契約年齢範囲

(平成14年7月3日現在)

ご利用の目的	保険の種類	契約年齢範囲										
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	
ライフステージにあわせて、 毎年保障を見直せる 保険をご希望の方に	利率変動型 積立終身保険 (アカウント型保険)			15	ライフアカウント L.A.					70		
			12	ライフアカウント L.A. First Page(注1)								
			12	メディカルアカウント m.a.					70			
生涯にわたる保障を ご希望の方に	終身保険			15	終身保険バイオニア・バイオニアE					80		
							50	祝金付シニアプラン		70		
老後生活の保障充実を ご希望の方に	払込期間満了後 終身保険			15	ゆとり-むE					65		
お子さまのための保障と お祝金の楽しみをご希望の方に	定期付養老保険	6	14 小中学生の保険タイムカプセル・タイムカプセルE									
保障と満期の楽しみを ご希望の方に	養老保険	6	養老保険・一時払新養老保険									80
老後の生活資金づくりを ご希望の方に	個人年金保険			20	個人年金いきいき					72		
お子さまの教育資金 づくりをご希望の方に	こども保険	0	6 こども保険ハロー!キッズ 被保険者年齢									
短期の貯蓄を ご希望の方に	貯蓄保険			15	ドリームプラン(注2)					60		
割安な保険料で保障を ご希望の方に	定期保険			15	個人定期保険					80		
経営者の方で 事業保障資金の準備等 をご希望の方に	定期保険			15	新定期保険E					90		
	通増定期保険				30	通増定期保険E				70		
高血圧症、糖尿病の方で 保障をご希望の方	特別個人 定期保険				35	PL'EASE			60			
資産の運用実績に応じて 保障額が変動する 保険をご希望の方に	変額保険			15	ダイナミック保険 終身型					80		
				15	ダイナミック保険 有期型					75		

(注) 1. 「ライフアカウント L.A. First Page」の契約年齢範囲は、男性12～29歳、女性12～35歳です。

2. 「ドリームプラン」は、女性専用商品です。

## 新規開発商品の状況

当社は、平成13年4月から次の商品を新規に開発し、発売しました。

## (1) メディカルアカウント m.a. (平成13年10月発売)

「ライフアカウント L.A.」と同様に「お客さま一人おひとりのニーズに応じて自由自在に設計できる」「ご契約後も常に最新の保障に見直し可能」というアカウント型保険ならではの特長を持つ医療保険です。

## (2) がん特約 (平成13年10月発売)

がん罹患した場合の患者ご本人およびご家族の経済的負担を総合的に支援することを目的とした、「ペイバック」をはじめとする業界初のような様々な給付内容を含む「ライフアカウント L.A.」および「メディカルアカウント m.a.」の専用特約です。

## (3) 入院特約 生活習慣病入院特約 (平成14年4月発売)

災害や病気による入院(入院特約)生活習慣病による入院(生活習慣病入院特約)について、「0泊入院」から「在宅ホスピスケア」まで、幅広く保障する「ライフアカウント L.A.」および「メディカルアカウント m.a.」の専用特約です。

## (4) 入院初期給付特約 (平成14年4月発売)

1泊以上の入院時には、初期費用(タクシー代、パジャマ代等)入院証明書発行費用等として入院初期給付金(2万円)を上乗せしてお支払いする「ライフアカウント L.A.」および「メディカルアカウント m.a.」の専用特約です。

## (5) 保険料払込免除特約 増額保障特約 (平成14年4月発売)

所定の事由(がん、急性心筋梗塞、脳卒中、重度障害、要介護状態)に該当した場合は、以後の保険料の払い込みを免除します(保険料払込免除特約)さらに無条件で500万円の死亡保障を上乗せします(増額保障特約)。いずれも、「ライフアカウント L.A.」の専用特約です。

## (6) ビジネスサポートシリーズ 通増定期保険E (平成14年6月発売)

保険料は一定で保険金額は毎年増加する法人専用商品です。

## 主な特約

(平成14年7月3日現在)

	ご利用の目的	特約名	お支払い事由	保険金・給付金名
ご家族のための保障	死亡・高度障害のとき一時金として	定期保険特約	死亡(高度障害)のとき	死亡(高度障害)保険金
	災害保障重視の若者向けの保障として	定期保険特約 (2年間災害保障型)	第1保険期間(ご契約当初2年間)災害で死亡(高度障害)のとき	災害死亡(高度障害)保険金
			第2保険期間(第1保険期間満了日の翌日から)死亡(高度障害)のとき	死亡(高度障害)保険金
	ライフサイクルに応じた保障の準備に (特約保険期間の1/5経過ごとに、初年度の保険金額が10%ずつ減額していきま)	逓減定期保険特約 型	死亡(高度障害)のとき	死亡(高度障害)保険金
	死亡・高度障害のとき生活資金として (毎年の収入保障年金が支払われます)	収入保障特約( 型・ 型)	死亡(高度障害)のとき	収入保障(高度障害)年金
保障の充実とお祝金の 楽しさを兼ねて	(新)生存給付金付 定期保険特約	死亡(高度障害)のとき	死亡(高度障害)保険金	
		契約時から所定の期間ごと、および保険期間満了時に生存しているとき	生存給付金	
もしもの時に 必要な保障	保険を続けるために	保険料払込免除特約	がん・急性心筋梗塞・脳卒中、所定の重度障害状態、公的介護保険制度の要介護4または5に該当すると認定されたとき、または所定の要介護状態になられたとき以後の保険料の払い込みを免除します	—
	さらに死亡保障を500万円上乗せします	増額保障特約 ( 型・ 型)	所定の障害状態、がん・急性心筋梗塞・脳卒中、所定の重度障害状態、公的介護保険制度の要介護4または5に該当すると認定されたとき、または所定の要介護状態になられたとき保障(死亡・高度障害保険金)を上乗せします	死亡(高度障害)保険金
生きるための保障	がん・急性心筋梗塞・脳卒中に 備えます	特定疾病保障定期保険特約 型	死亡のとき 高度障害のとき がん・急性心筋梗塞・脳卒中になられたとき	死亡保険金 高度障害保険金 特定疾病保険金
	所定の重度障害状態に備えます	重度障害保障定期保険特約	死亡のとき 高度障害のとき 所定の重度障害状態になられたとき	死亡保険金 高度障害保険金 重度障害保険金
	寝たきり・痴呆などの 要介護状態に備えます	介護保障定期保険特約	死亡のとき 高度障害のとき 公的介護保険制度に基づき要介護4もしくは5の認定を受けられたとき、または所定の要介護状態になられたとき	死亡保険金 高度障害保険金 介護保険金
災害に 備えて	災害による死亡・障害に備えます	傷害特約	災害で180日以内に死亡のとき 災害で180日以内に障害のとき	災害死亡保険金 障害給付金
	災害による死亡・高度障害に 備えます	災害割増特約	災害で180日以内に死亡のとき 災害で180日以内に高度障害のとき	災害死亡保険金 災害高度障害保険金
ケガや病気のときの心強い味方	がん罹患した場合の様々な経済的 負担に備えます	がん特約 型	がんをはじめて罹患・診断されたとき	がん診断給付金
			がんになられた後、がんの治療を目的として別の病院または診療所へ入院または通院されたとき	がん転院給付金
			がん入院されたとき(在宅ホスピスケアも対象)	がん入院給付金
			がんので所定の手術を受けられたとき	がん手術給付金
			がんので5日以上継続入院後、病院または診療所を退院したとき	がん退院給付金
			がん特約を1年間継続したとき	不担保期間保険料相当額給付金
	災害や病気による入院に備えます	入院特約	災害で180日以内に1日以上入院のとき(在宅ホスピスケアも対象) 病気で1日以上入院のとき(在宅ホスピスケアも対象)	災害入院給付金 疾病入院給付金
	生活習慣病による入院に備えます	生活習慣病入院特約	生活習慣病で1日以上入院のとき(在宅ホスピスケアも対象)	生活習慣病入院給付金
	入院時の初期費用に備えます	入院初期給付特約	災害や病気で2日以上継続入院のとき	入院初期給付金
	退院時やその後の通院時などにかかる 費用に備えます	新退院給付特約	日帰り手術を受けたとき、手術を伴う入院または5日以上継続入院後退院したとき	退院給付金
	女性特定疾病による入院に 備えます	女性医療特約	女性特定疾病で5日以上継続入院のとき 女性特定疾病で30日以上継続入院後、退院されたとき	女性特定疾病入院給付金 女性特定疾病自宅療養給付金
	日常生活全般の事故、交通事故による ケガに備えます	総合傷害保障特約	災害で180日以内に5日以上継続入院のとき	傷害入院給付金
災害で180日以内に通院のとき			傷害通院給付金	
災害で180日以内に骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療を受けられたとき	特定損傷給付金			
災害や病気による手術に備えます	手術保障特約	災害や病気です手術を受けられたとき	手術給付金	
健康保険のきかない歯の治療に備 えます	歯科治療特約(A) 歯科治療特約(B)	健康保険のきかない歯の治療を受けられたとき	歯科治療給付金	

がん特約 型、入院特約、生活習慣病入院特約および入院初期給付特約は、「ライフアカウント L.A.」および「メディカルアカウント m.a.」の専用特約です。  
介護保障定期保険特約、保険料払込免除特約、増額保障特約( 型・ 型)は、「ライフアカウント L.A.」の専用特約です。  
詳しくは、特約パンフレットをご覧ください。

## [ 2 ] 企業・団体向けの商品

## 主な企業・団体向け保険・制度

(平成14年7月3日現在)

保障	負担	企業福祉制度	企業・団体向け商品	特長	主な特約	
総 合 企 業 福 祉 制 度	在職中の保障・財産形成	甲慰金・死亡退職金制度、法定外労災補償制度等	総合福祉団体定期保険	企業(または団体)の福利厚生制度に基づき、甲慰金・死亡退職金等の財源を確保するためにご利用いただく、1年定期の団体保険です。	(1)ヒューマン・バリュー特約 (2)災害総合保障特約 (3)年金払特約 (4)無配当扱特約 等	
		休業補償制度	団体就業不能保障保険	企業(または団体)の所属員が病気やケガで入院もしくは自宅療養の際、企業(または団体)は「休業補償規定」等に基づき賃金を保障するのが一般的ですが、その財源確保を円滑に行なうためにご利用いただく保険です。		
		住宅貸付金制度等の債権を保全するとともに、従業員の持家取得を支援する制度	団体信用生命保険	信用供与機関である債権者または信用保証機関が、住宅ローン等債務者(被保険者)の死亡または所定の高度障害に際し、支払われる保険金をもって、その債務者に対する賦払債権の回収を確実にし、また、債務者の賦払債務償還中の生計の安定をはかることを目的とした団体保険です。		
		従業員が住宅取得・増改築等を目的に給与天引きで積み立てを行なう保険です。	消費者信用団体生命保険	銀行・クレジット会社等の信用供与機関が、カード会員等債務者(被保険者)の死亡または所定の高度障害に際し、支払われる保険金をもって、カード会員等に対する債権の回収を確実にし、また、カード会員等の債務償還中の生計の安定をはかることを目的とした団体保険です。なお、保険金額は債務残高に応じて増減します。		
	従業員が住宅取得・増改築等を目的に給与天引きで積み立てを行なう保険です。	財形貯蓄積立保険	企業(または団体)が財形貯蓄積立保険、財形年金積立保険、または財形住宅貯蓄積立保険に加入している勤労者を対象に保険料を提出し、財産形成を援助する場合にご利用いただけます。			
	万一の場合の保障確保	団体定期保険(Bグループ)	企業(または団体)の所属員・家族が充実した遺族保障を準備する自動努力制度を運営するためにご利用いただく1年定期の団体保険です。	(1)災害保障特約 (2)傷害特約 (3)こども特約 (4)年金払特約 (5)無配当扱特約 等		
	公的医療保険の補充制度	医療保障保険(団体型)	企業(または団体)の所属員・家族が病気や事故で入院の際、公的医療保険の自己負担分に対応する「治療給付金」と、あらかじめ日額の定められた「入院給付金」が支払われ、死亡保障もある医療保険です。また、企業負担型もあります。	(1)家族特約		
	従業員が住宅取得・増改築等を目的に給与天引きで積み立てを行なう保険です。	財形住宅貯蓄積立保険	勤労者が住宅取得・増改築等を目的に給与天引きで積み立てを行なう保険です。			
	従業員が財産形成を目的に給与天引きで積み立てを行なう保険です。	財形貯蓄積立保険	勤労者が財産形成を目的に給与天引きで積み立てを行なう保険です。			
	退職後の保障	企業	従業員などの退職金を事前準備する制度	新企業年金保険	企業(または団体)の所属員が退職したときの退職金(年金または一時金)の財源を安全・確実に確保するためにご利用いただけます。また一定の適格要件を満たせば、適格退職年金制度として、税法上の優遇措置が受けられます。ただし、平成14年4月施行の確定給付企業年金法に基づき、平成24年までに確定給付型企業年金保険等への移行が必要です。従って、新規でのお取り扱いにはできません。	(1)遺族年金特約 (2)特別勘定特約
			確定給付企業年金保険	企業(または団体)の所属員が退職したときの退職金(年金または一時金)の財源を安全・確実に確保するためにご利用いただけます。新企業年金保険と同様ですが、より一層、加入者の方の権利が守られています。新規でのお取り扱いに加えて、新企業年金保険や厚生年金基金保険からの移行も可能です。	(1)特別勘定特約	
			確定拠出年金(企業型)	企業(または団体)が掛金を提出し、所属員が老後の生活資金を確保するため、自己責任で運用を行なう年金制度です。所属員は原則として60歳まで積立金の引き出しができません。明治生命は、運営管理機関としての業務と運用商品提供会社としての業務を行ないます。		
予定利率変動型確定拠出年金保険(DC-Gプラン)			確定拠出年金における元本確保型商品です。一定期間(5年間)、一定利率を保証する「単位保険口」を毎月1日に設定し、払い込まれた保険料を投入します。利率保証期間満了時には、新たに設定される単位保険口で自動的に運用が継続されます。給付金のお受け取りは年金か一時金を選択いただけます。			
国の厚生年金の一部を代行し、企業独自の年金を上乗せする制度	厚生年金基金保険	厚生年金保険の一部(老齢厚生年金の報酬比例部分)と企業(または同種同業、同一地域の団体)の年金制度を合わせた制度(厚生年金基金制度)を運営するためにご利用いただく保険です。また、企業・所属員の双方に税法上の優遇措置があります。	(1)特別勘定第1特約 (2)特別勘定第2特約 (3)給付専用ファンド特約			
個人	従業員が老後の生活資金(年金)を準備する制度	マイライフ適格年金プラン	企業(または団体)の所属員が老後保障に備えて、在職中に保険料を積み立て、退職後、年金給付を得る保険で、保険料は個人年金保険料控除の対象となります。			
		マイライフ自由選択プラン	企業(または団体)の所属員が老後保障に備えて、在職中に保険料を積み立て、退職後、年金・一時金・医療保障・終身保険のいずれかの給付を選択いただく保険です。			
		マイライフデュアルプラン	個人年金保険料控除適用の税制適格コースと生命保険料控除適用の自由選択コースを併設し、前者は年金の給付を、後者は年金・一時金・医療保障・終身保険のいずれかの給付を選択いただける保険です。			
		財形年金積立保険	勤労者が老後の生活を年金受給によって安定させることを目的に給与天引きで積み立てを行なう保険です。			
万一の場合の保障確保	退職者保障用グループ保険(型Bグループ)	企業(または団体)の所属員・家族が充実した遺族保障を準備する自動努力制度を運営するためにご利用いただく1年定期の団体保険ですが、在職中にご加入の方は定年退職後も継続してご加入できます。	(1)災害保障特約 (2)傷害特約			
役員 の 保 障	企業	経営者の事業継承資金、退任慰労金を準備する制度	経営者保険(ビジネスサポートシリーズ)	企業(または団体)が契約者・保険金受取人となる事業保険。役員の方の在任年数等を勘案して保険金をお決めいただけます。		
		役員退職時の退任慰労金等の準備	役員年金(新企業年金)	企業(または団体)の役員が退任したときの退任慰労金の財源を安全・確実に確保するためにご利用いただけます。経営者年金規約に基づいて取り扱いをいたします。		
そ の 他	心身障害者扶養者生命保険	この保険は、生命保険会社12社が地方公共団体で実施する扶養共済制度の一端を均等に引き受ける特殊な団体終身保険で、社会福祉・医療事業団を契約者、心身障害者の扶養者を被保険者とします。				
	年金資金運用基金保険	厚生年金保険・国民年金保険に係る年金資金運用基金の円滑な運営に資するための保険です。				
	新団体生存保険	国家公務員共済・地方公務員共済等の共済制度の円滑な運営に資するための保険です。				
	国民年金基金保険(同連合会保険)	国民年金法の改正により、平成3年4月、国民年金基金制度(自営業者等の国民年金<基礎年金>の第1号被保険者向けに上乗せ年金制度)が発足したことに伴い、国民年金基金の事業の運営を円滑にはかるとを目的に創設された保険です。				

上記以外に、団体定期保険・医療保障保険(団体型)等にご加入されていた退職者向け商品として「一時払退職後終身保険」、「退職後医療プラン&lt;一括型&gt;」があります。

### [ 3 ] 保障内容の見直しをご検討の方へ

#### 現在、「ライフアカウント L.A.」「メディカルアカウント m.a.」にご契約いただいている方へ

「ライフアカウント L.A.」「メディカルアカウント m.a.」については、「保障見直し制度」をご活用いただけます。「保障見直し制度」とは、ご契約者ニーズの変化にあわせて付加されている特約を新たな特約に見直すことにより、保障を充実することができる制度です。

ご利用 いただく方法	保 障 見 直 し 制 度		追 加 契 約	
	複 合 型 保 障 見 直 し	追 加 型 保 障 見 直 し		
特 長	保障の見直しと同時に特約の種類や期間などを総合的に変更することができます。	既に付加されている特約の保障内容や保険期間を変えずに、保障を増やすことができます。	現在のご契約はそのまま保障を充実することができます。	
し く み	現在の当社のご契約(「ライフアカウント L.A.」「メディカルアカウント m.a.」)に新たに特約を付加することにより保障を充実する方法です。	現在の当社のご契約(「ライフアカウント L.A.」「メディカルアカウント m.a.」)に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ご契約は2件になります。	現在の当社のご契約(「ライフアカウント L.A.」「メディカルアカウント m.a.」)に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ご契約は2件になります。	
図 解	<p>部分的な保障見直し (既に付加されている特約の保険期間満了日の変更を伴わない方法)</p>	<p>総合的な保障見直し (既に付加されている特約の保険期間満了日の変更を伴う方法)</p>		
現在のご契約は	継続します。ただし、既に付加されている特約の全部または一部は消滅します。	継続します。	継続します。	
保 険 料	保障見直しの際の保険年齢、保険料率により、中途付加する特約の保険料を計算します。 見直後特約に適用される保険年齢は、見直前特約に適用される保険年齢よりも高くなります。	保障見直しの際の保険年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、既に付加されている特約の保険料に加えて主契約の積立金から払い込まれます。	新しい保険のご契約時の保険年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し現在のご契約の保険料とあわせてお支払いいただきます。	

#### 現在、「ライフアカウント L.A.」「メディカルアカウント m.a.」以外にご契約いただいている方へ

一般的に次の方法がご利用いただけます。

契約転換制度は、新たにご契約いただく保険種類によってその取り扱い方法が異なりますので、ご注意願います。

ご利用 いただく方法	契 約 転 換 制 度 ( 転 換 サ ー ビ ス )		追 加 契 約
	「ライフアカウント L.A.」への 契約転換制度をご利用の場合	「ライフアカウント L.A.」「メディカルアカウント m.a.」以外への 契約転換制度をご利用の場合	
特 長	保障の見直しと同時に、保険の種類や期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。	定期保険特約等の中途付加(中途増額サービス)	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実することができます。
し く み	現在の当社のご契約を解約することなく、その責任準備金や配当金など(転換価格)を新しいご契約の一部に充当する方法です。	現在の当社のご契約に定期保険特約等を新たに付加して保障を大きくする方法です。	現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ご契約は2件になります。
図 解			
現在のご契約は	消滅します。	継続します。	継続します。
保 険 料	契約転換制度をご利用時の保険年齢、保険料率により保険料を計算します。 「ライフアカウント L.A.」への契約転換制度をご利用の場合、転換価格は、主契約(アカウント部分)に充当されます。また、新しいご契約に定期保険特約[積立終身用]等が付加されている場合、転換後10年間、転換価格に応じて「転換給付金」をお受け取りいただけます。 「ライフアカウント L.A.」「メディカルアカウント m.a.」以外の商品への契約転換制度をご利用の場合、当初10年間は転換価格の充当で割り引かれたあとの保険料をお支払いいただきます。	中途付加時の保険年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお支払いいただきます。	新しい保険のご契約時の保険年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し現在のご契約の保険料とあわせてお支払いいただきます。

(ご注意) それぞれの方法のご利用には、現在のご契約の種類や内容により、所定の条件を満たすことが必要になります。詳しくは、担当の営業職員が、最寄りの当社窓口までご相談ください。

いずれの方法をご利用いただく場合も、あらかじめ診査(または告知)が必要になります。健康状態によっては、ご利用できない場合があります。



## [ 4 ] ご留意いただきたいことがら

(平成14年7月3日現在)

## 告知義務について

生命保険にご契約の際には、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)・現在の健康状態・身体の障害状態・現在の職業など、おたずねすることからについて、ありのままを正しく告知していただくことになっています。もし、故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と異なっていた場合には、告知義務違反となり、ご契約が解除され、保険金や給付金をお支払いできないことがあります。

## クーリング・オフ制度について

ご契約のお申込みの日または第1回保険料に相当する金額をお支払いになった日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、郵便によってご契約のお申込みを撤回することができます。この場合、お支払いいただいた金額をお返しいたします。なお、当社の指定した医師の診察を受けられた後などは、このお取り扱いはできません。

## 保険料のお払込期間について

大切な保障を確実に続けていただくために、保険料は払込期月中にお支払いいただくことになっています。お払込期月中にご都合がつかない場合には、猶予期間内にお支払いいただくようお願いいたします。

## 保険料お払込猶予期間

払込期月の翌月1日から末日まで

保険種類・払込回数によって期間が異なります。

## 猶予期間が過ぎてしまったら

お払込猶予期間内にお支払いがないと、ご契約は失効(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなる)とします。ただし、「自動振替貸付」が可能な場合には、自動的に保険料をお立替えし、大切なご契約の効力が失われないようになっています。

## 保険金などをお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

告知していただいた内容と事実が相違し、ご契約または特約が解除された場合  
契約者・被保険者・受取人等の故意または重大な過失によって保険金・給付金の支払事由に該当した場合

責任開始日から2年以内における被保険者の自殺(ただし、契約日が2001年4月1日以前のご契約については1年以内)または1年以内における被保険者の犯罪行為  
高度障害保険金・給付金について責任開始前の疾病や災害を原因とする場合  
保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

## 解約について

多くの場合、返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。

特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

## お払込みが困難なときの継続方法

## 延長定期保険

保険料のお払込みを中止し、返戻金をもとにして、死亡・高度障害のときだけを保障する保険に変更できます。保険金額は、変更前のご契約の死亡保険金額と同額とし、保険期間は返戻金額によって定まります。

## 払済保険

保険料のお払込みを中止し、返戻金をもとにして、保険期間をそのままにした保険に変更できます。保険金額は小さくなりますが、保険期間は変更前と変わりません。

## 保険金の減額

保険期間は変えず、保険金額と保険料を少額にした保険に変更できます。

「ライフアカウント L.A.」「メディカルアカウント m.a.」については、延長定期保険や払済保険にかわり、契約を有効に継続させる方法として、主契約保険料の払込終了を取り扱います。また、所定の範囲内で保障はそのまま保険料だけを変更できます。

## 契約者貸付制度について

一時的にお金をご入用のときには、主契約の解約返戻金の所定の範囲内で、当社の定める利率によりご用立てします(保険種類によっては取り扱えない場合もあります)。ご返済は、全額のほか一部のご返済もお取り扱いします。

## 更新制度について

更新型の特約を付加することにより、保障が必要などに重点をおいてご契約いただけますので、割安な保険料で大きな保障が得られます。更新時にはご契約時に比べ年齢があるため、同じ保障額で更新すれば保険料は通常アップしますが、保障額を見直すことなどによって保険料のアップをおさえることができます。

詳しくは「更新制度についてのご案内」をご覧ください。

## 保険料の変更について

下記の保険種類・特約につきましては、保険金・給付金の支払事由に該当する被保険者の数が予定より著しく増加する場合などで、当社が特に必要と認められた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かって保険料を変更することがあります。なお、この場合、その旨を変更日の2か月前までにご契約者あてにご連絡いたします。

5年ごと利差配当付特別個人定期保険  
特定疾病保障定期保険特約  
重度障害保障定期保険特約  
総合傷害保障特約  
長期通院療養特約  
歯科治療特約(A)・(B)  
保険料払込免除特約  
増額保障特約[積立終身用]  
特定疾病保障定期保険特約[積立終身用]  
重度障害保障定期保険特約[積立終身用]  
介護保障定期保険特約[積立終身用]  
がん特約[積立終身用]  
入院特約[積立終身用]  
生活習慣病入院特約[積立終身用]  
入院初期給付特約[積立終身用]  
増額型入院保障特約[積立終身用]  
総合傷害保障特約[積立終身用]  
歯科治療特約(A)・(B)[積立終身用]

## 変額保険について

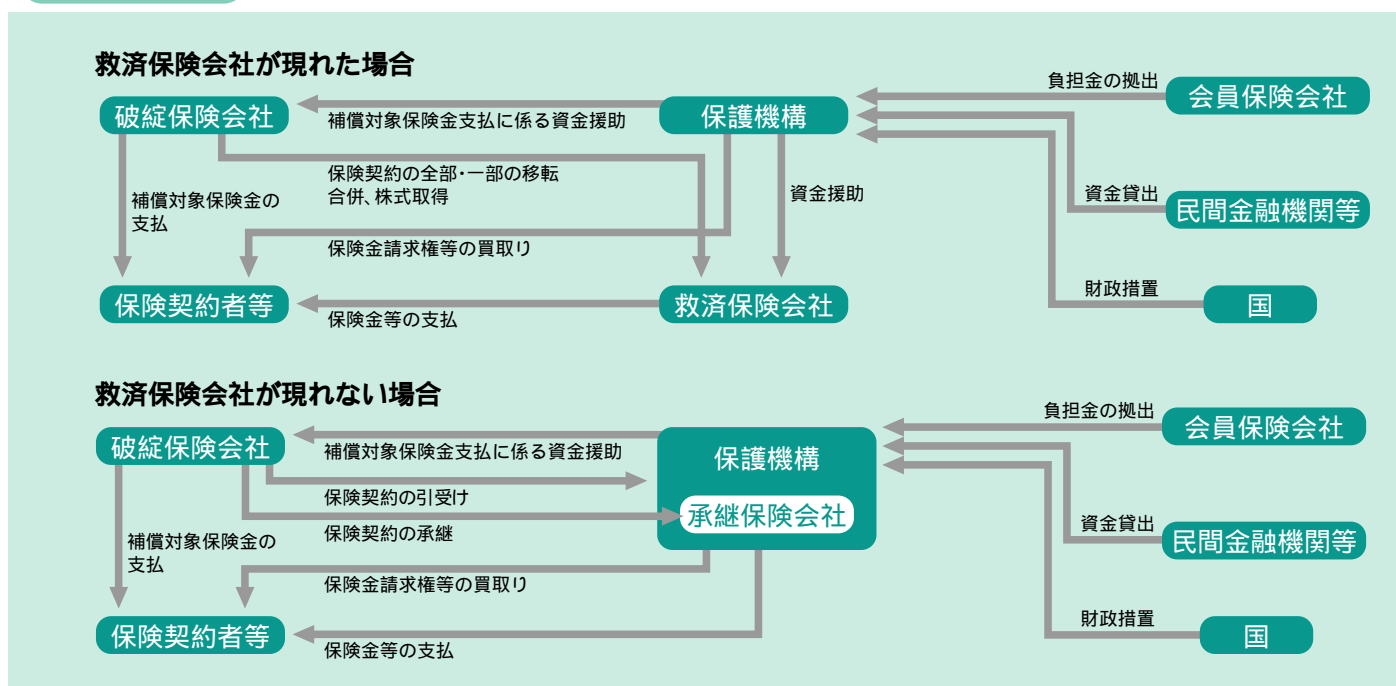
変額保険は、その保険にかかわる資産の運用実績をもとに保険金額、解約返戻金額が変動する保険です。運用結果による収益が期待できますが、損失もご契約者負担となりますので、ハイリスク・ハイリターンの特長をもった保険といえます。

なお、変額保険は、生命保険としての死亡保障機能をもつように、死亡・高度障害保険金については基本保険金額を保証するようになっています。ただし、満期保険金(有期型の場合)解約返戻金の保証はありません。

## [ 5 ] 「生命保険契約者保護機構」について

- 当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、保護機構)に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。
- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行なう等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
  - 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が支援して、加入している保険契約を継続させることにより保険契約者等の保護を図ることにしています。
  - 保険契約の移転等における補償対象契約は、国内における元受保険契約で、その補償限度は、責任準備金等(保険会社が将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等)の90%とすることが、保険業法等で定められています。なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率)の変更を行なうとともに、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行なう制度)を設ける可能性もあります。

### 仕組みの概略図



(注)上記の「財政措置」は、平成15年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。